

情報通信審議会 情報通信技術分科会
電波利用環境委員会（第53回）

1 日時 令和4年12月9日（金）10:00～10:45

2 場所 Web会議形式での開催

3 出席者

(1) 構成員（敬称略）

多氣 昌生（主査）、山中 幸雄（主査代理）、秋山 佳春、石上 忍、石山 和志、大西 輝夫、曾根 秀昭、平 和昌、田島 公博、田中 謙治、塚原 仁、徳田 寛和、平田 晃正、堀 和行、増田 悦子、松永 真由美、山口 さち子、山崎 健一、和氣 加奈子（以上19名）

(2) 事務局

〈総合通信基盤局電波部電波環境課〉

内藤 新一（電波環境課長）、島田 淳一（電波利用環境専門官）、藤原 史隆（課長補佐）

4 議題

(1) 「電波防護指針の在り方」のうち「吸収電力密度の指針値の導入等」の検討の進め方について

(2) 「携帯電話端末等の電力密度による評価方法」のうち「6GHz～10GHzにおける吸収電力密度の測定方法等」の検討の進め方について

(3) その他

開 会

【多氣主査】 それでは、定刻を少し過ぎましたけれども、ただいまより第53回電波利用環境委員会を開催します。構成員の皆様方におかれましては、御多用の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。まずは事務局より、連絡事項をお願いいたします。

【藤原補佐】 総務省電波環境課の藤原でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルスの感染防止対策のため、ウェブ会議により開催しております。御発言を希望される場合は、挙手ボタンかチャットにてお知らせください。主査が順次指名します。ほかの方が発言されていなければ、指名を待たずに御発言いただいても結構です。また、御発言の際はカメラをオンにしていただけると幸いです。モバイル回線の御利用など回線速度が不安定な場合は、音声のみでも結構でございます。

本日の委員会は公表としており、傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせいたします。

続いて、本日の委員会の出欠についてお知らせいたします。北海道大学長谷山委員、東京大学熊田専門委員、北海道科学大学清水専門委員、電気安全環境研究所山下専門委員については、御欠席と伺っております。

また、続きまして、事務局に体制の変更がございます。先月、電波環境課長に異動がございましたので、ここで御紹介させていただきます。

【内藤課長】 先月、11月18日付で電波環境課長に着任いたしました、内藤と申します。電波利用は、日々ますます一般化、高度化しております。電波環境に係る新たな課題も生じてくる状況であろうかと存じます。多氣主査をはじめまして、電波利用環境委員会の構成員の皆様におかれましては、本日より御審議いただきます電波防護指針でありますとか、CISPRの対処方針などで、今後も多々お世話になると存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

【藤原補佐】 最後に、メールにてお送りいたしました本日の配布資料について、確認させていただきます。資料53-1「検討の進め方」、資料53-2「電波防護指針の在り方に関する検討作業班構成員(案)」、資料53-3「電力密度評価方法作業班構成員(案)」、それから参考資料としまして、53-1から53-4まででございます。もし、不足などご

ございましたら、チャット機能でお知らせいただければと思います。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

【多氣主査】 ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議事は、「電波防護指針の在り方」のうち「吸収電力密度の指針値の導入等」の検討の進め方について、及び「携帯電話端末等の電力密度による評価方法」のうち「6 GHz から 10 GHz における吸収電力密度の測定方法等」の検討の進め方についての2つでございますが、相互に関係する内容ですので、一括して進めたいと思います。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

【藤原補佐】 事務局の藤原でございます。

それでは資料53-1「検討の進め方」に沿って御説明させていただきます。我が国の電波の安心安全な利用のため、人体の健康に好ましくない影響を及ぼさない電波の強さの指針値を電波防護指針として定めております。また、その一部を電波法令における規制値とすることにより、我が国の電波の安全性が確保されております。電波防護指針につきましては、平成2年の当初の指針の作成後も、その時々最新の科学的知見に基づき、また、国際ガイドラインの見直しを踏まえながら、順次、見直してまいりました。最新の見直しは、平成30年に行われております。

その後の直近の国際的な動向としましては、令和元年にアメリカのIEEEの国際電磁界安全委員会が安全レベルの規格を改訂していますほか、令和2年には国際非電離放射線防護委員会、ICNIRPが、100kHzから300GHzのばく露の制限に関するガイドラインを改定しています。

現行の電波防護指針におきましては、6GHzから300GHzの局所吸収指針について、入射電力密度、すなわち電磁波伝搬の方向に垂直な単位面積当たりの通過電力の指針値が定められていますが、新たな国際ガイドラインでは、6GHz超の入射電力密度は体表面の温度上昇を精密に近似する指標となる吸収電力密度、すなわち身体表面における単位面積当たりの吸収電力とアンテナ近傍では必ずしも適切に相関しないといった見解が示されています。それで、吸収電力密度を用いた評価が推奨されるというような改定が行われました。

入射電力密度と吸収電力密度の違いでございますけれども、入射電力密度は、人体が存在しない状態で、人体の存在が想定される面内の電力密度です。それに対して、吸収電力密度は、人体が存在する状態で人体に吸収される電力密度でございます。温度上昇との

関係では、人体への影響というものを明確に表すものとなっております。

これらを踏まえまして、国際ガイドラインとの調和を念頭にして、電波防護指針の在り方について検討をしようというものが、今回の委員会を開催した経緯でございます。答申を希望する事項の内容としましては、電波防護指針の在り方で、来年の夏頃を目途とする一部答申を目指していきたいと考えております。

続きまして、検討内容でございますけれども、主な論点としましては、吸収電力密度の指針値の導入でございます。こちらにつきましては、現在、国際ガイドラインで、6 GHzから300 GHzにつきまして指針値が示されておりますので、それを我が国の電波防護指針に追加することの課題を検討していくことを考えております。以上が、一件目の検討の内容でございます。

続きまして、6 GHzから10 GHzにおける吸収電力密度の測定方法の検討開始について、御説明させていただきます。

この経緯でございますけれども、電波防護指針の局所吸収指針におきましては、携帯電話端末など人体に近接して使われる無線設備等から発射される電磁波のエネルギーが、人体の局所に集中して吸収される場合における指針値を定めています。6 GHz以下の周波数では、局所吸収指針として、任意の組織10グラム当たりの局所SAR、比吸収率の6分間平均値が定められております。

第5世代移動通信システム、5Gと呼ばれているものですが、それをはじめとして、人体に近接して使われ、6 GHzを超える周波数を使用する無線機器の導入に際しましては、周波数が高くなるにつれて体表面からの浸透の深さが減少していきまして、電力の吸収は体表面に集中することになることから、平成30年6月の情報通信審議会におきまして、体表面の入射電力密度の6分間平均値の指針値が答申されました。

これを受けまして、同年の12月の情報通信審議会において、人体に近接して使用する6 GHz以上300 GHz以下の周波数帯を用いる携帯電話端末等の無線設備に関する入射電力密度の指針値に対しての適合性評価に使用する標準的な測定方法等について、答申がまとめられたところでございます。

その後、作成されました国際ガイドラインにおいては、6 GHz超で体表面の温度上昇を精密に評価する指標となる吸収電力密度、身体表面における単位面積当たりの吸収電力ですが、それが、それまで用いられていた評価量である入射電力密度と、アンテナの近傍では必ずしも適切に相関しないといった見解が示されたことから、吸収電力密度を

用いた評価が推奨されているというところがございます。

吸収電力密度の測定方法としましては、今年の10月に、6GHzから10GHzの周波数における、SAR測定に基づく吸収電力密度の測定方法等について、国際電気標準会議、IECから公開仕様書が発行されています。このため、我が国においても、国際的に整合のとれた評価方法を確立し、引き続き電波の安全性を図るため、6GHzから10GHzにおける吸収電力密度の測定方法について、検討を開始しようというものでございます。

こちらの検討につきましては、諮問第2042号の携帯電話端末等の電力密度による評価方法につきまして、一件目と同じく来年の夏頃に一部答申をいただくことを目指して、検討を進めてまいりたいと考えております。

検討事項につきましては、5ページ目になりますけれども、主な論点として2つ挙げさせていただきます。SAR、比吸収率を吸収電力密度に変換することによる指針値の評価方法、こちらの指針値の評価方法については、先ほど申し上げたとおり、IECから公開仕様書が発行されていますので、それが我が国において適切に導入できるかどうかというのを検討することになります。

また、もう1点として、同一の無線システムで、6GHzをまたぐ周波数の電波を使用する場合における評価の連続性ということを挙げております。例えばWi-Fi 6Eがございすけれども、6GHzのちょっと下から6GHzをまたいで周波数を使用しております。6GHz以下はSARで評価することになりますけれども、6GHzをまたいで評価方法が変わることについて、そこでの連続性を検討していくこととしております。

検討のスケジュールにつきましては、今、表示しておりますけれども、今週、12月6日に情報通信技術分科会に対しまして、多氣主査から検討開始を報告いただきました。本日、12月9日に、電波利用環境委員会を開催しており、今後、関係する電波防護指針の在り方に関する検討作業班と電力密度評価方法作業班というのを開催しまして、順次、それぞれの検討課題について議論を進めていければと思っております。

それぞれの作業班に関しましては、1か月から2か月に1回程度開催いたしまして、また、状況に応じまして電波利用環境委員会に中間報告をして、作業班の報告書をおまとめいただきまして、それをさらに分科会に報告していく予定です。その上で、報告書案につきましては意見公募をして、最終的な報告としてまとめまして、できましたら来年の夏頃に技術分科会の方お諮りするというように考えております。

先ほど想定するものとして、6GHzから10GHzにおいてWi-Fi 6Eを出しましたけれども、6GHz帯無線LANにつきましては、情報通信審議会陸上無線通信委員会におきまして、技術的条件の検討が行われております。5925から6425MHzにつきましては、本年4月に一部答申が行われておりまして、9月に制度化されました。その後、対応製品が市場に順次展開されている状況でございます。また、6425から7125MHzにつきましては、他の無線システムとの周波数共用に関する検討が、本年10月に開始されていまして、WRC-23の議論の結果を踏まえて、今後、結論が得られるというところでございます。

先ほど申しあげましたWRC-23ですけれども、来年11月から12月にかけて、2023年世界無線通信会議というものが開催される予定でございます。7025から7125MHzの帯域につきましてIMTの特定候補周波数帯として挙げられていまして、既存業務との共用や両立性の検討が、現在実施されているところでございます。こういったものが、今回、検討対象とします吸収電力密度による評価の対象となる無線設備と考えております。

事務局からは以上でございます。

【多氣主査】 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、皆様から御質問などがございましたら、御発言をお願いいたします。

皆さんないようなので、私から少し何かコメントを求めたいと思っておりますけれども、今回、電波防護指針としては、6GHzから300GHzまでの吸収電力密度を導入することについて検討します。一方で、吸収電力密度の測定方法については、一応6GHzから10GHzまでは公開仕様書が出ました。それより上については、特段何も言っていないんですけども、この辺りはどのように、今後考えていったらよろしいのでしょうか。

【藤原補佐】 多氣先生、ありがとうございます。

まさに今おっしゃられたとおりの状況ございまして、ICNIRP等の国際ガイドラインとして、指針値としましては6GHzから300GHzまで定められていますので、指針値につきましては300GHzまで定められたと思っております。評価方法につきましては、製品の導入等を含めまして、日本だけ違ったやり方をするというわけにもいきませんので、基本的にはこのIECで検討が行われたものから、順次導入していくべきと考えております。

そういう意味では、今後10GHzより上の周波数につきまして測定方法が定められましたら、我が国においてもそれを導入する検討が必要になってくるかと思えます。また、その際に、実際に想定される無線システムがないことには意味がありませんので、その点も含めて検討していくということになります。

他方、既に入射電力密度による評価方法は確立しておりまして、そちらは300GHzまで定められておりまして、現在、28GHz帯の5Gの端末につきましては、入射電力密度で評価されているところでございます。今後、吸収電力密度の評価が決まりましたら、どちらがよいのかを含めて、議論が必要になってこようかと思っております。以上でございます。

【多氣主査】 ありがとうございます。

いろいろな話がある中で、短い説明ではなかなか把握しにくいかもしれませんが、何なりと御質問いただければと思います。いかがでしょうか、皆さんから。

【田島委員】 田島です。

【多氣主査】 お願いします。

【田島委員】 どうも、ありがとうございます。国際で決められた10GHzまでの、10GHzという切れ目というのは何か意味があつてそこで決められたかどうか、興味がありまして、お聞きしたいんですけども。

【多氣主査】 前の1998年のICNIRPガイドラインがヨーロッパで使われていますけれども、そのICNIRPのガイドラインではSARで10GHzまで評価することになっているので、10GHzまでのSARの評価はできます。これは国際規格にも測定規格があります。ただ、6GHzを超えますと表面のほうで吸収が集中することになりますので、SARで評価するというのが必ずしも温度上昇との相関が良くないというような指摘があるということもあつて、そこは逆にSARの測定法を生かして吸収電力密度の評価ができるだろうということで、公開仕様書が6GHzから10GHzまで、SARの測定を利用した形で吸収電力密度を測定するというものだけがまずできました。ですから、10GHzまでしか今のところできないということです。

それより上は、吸収電力密度をもっと直接的に測定することが考えられていると思えますけれども、これはエキスパートの方に御説明いただいたほうがいいかと思えます。そういう状況にあるので、はっきり10GHzのところでは区切りがあるということになります。私ではなくエキスパート、あるいは平田先生などから補足していただくことがあります。

ましたら、お願いしたいと思います。大西さんか平田先生、何かコメントいただけますか。

【大西委員】 情報通信研究機構の大西です。先ほど御説明がありました I E C、P A S 6 3 4 4 6 を策定していた時の共同コンビナを務めておりました。多氣主査の御説明のとおりなんですけれども、基本的に 1 0 G H z までの S A R 測定法というのは I E C で規格がございます。今回は、S A R から吸収電力密度に変換するところの手法になってございますので、測定器も 1 0 G H z まで対応できているというところで、今回は 6 から 1 0 G H z をターゲットにしたということと、あと、先ほど事務局から御説明がありましたとおり、W i - F i 6 について市場の要求がございまして、どうしても入射電力密度では測れないところを吸収電力密度で測定したいという要望もございましたので、まずは 6 から 1 0 G H z の規格を策定したということになります。以上でございます。

【多氣主査】 ありがとうございます。

【田島委員】 分かりました。どうもありがとうございます。

【平田委員】 それでは、平田から少しだけ。

【多氣主査】 お願いします。

【平田委員】 電波防護指針側からの補足をさせていただきますと、多氣主査から御説明いただいたとおり、1 9 9 8 年までの I C N I R P のガイドラインでは、S A R の適応周波数というのが 1 0 G H z まででした。これは実を言いますと、I C N I R P の 9 8 年版というのは、S A R の平均化形状が立方体ではありませんでした。コンティギュアスということで、形状について明確な定義がなかったということになります。9 8 年のガイドライン以降、いろいろな議論がございまして、2 0 0 5 年には I E E E / I C E S 規格のほうで立方体形状に変更して、1 0 グラム平均にしたという歴史的経緯があります。ただし、周波数は 3 G H z まででした。

その後、2 0 1 9 年、2 0 2 0 年に I C N I R P ガイドライン、I E E E 規格共に、S A R の上限周波数が 6 G H z と、そして 1 0 グラム平均 S A R ということになったんですが、欧州からこれまで 1 0 G H z まで大丈夫だったのではないかということで、既存の測定法も生かすために I C N I R P のガイドラインでもそのようなことができないのかというような御指摘も頂戴いたしました。

一方で、I C N I R P のガイドラインというのは人体防護側から何が最もよい指標かということで設定していますので、1 0 G H z ではなく 6 G H z に変更したという経緯がございます。その意味で、1 0 G H z というのは測定側から見た意見となる一方、I C N I

R Pの歴史的経緯もあるということで、御理解いただければと思っております。その辺りにつきましては、今後また議論が必要なのかもしれません。以上です。

【多氣主査】 どうもありがとうございました。

【田島委員】 どうもありがとうございます。よく理解できました。

【多氣主査】 ほかに……。

【山崎委員】 よろしいでしょうか。

【多氣主査】 お願いします。

【山崎委員】 電力中央研究所、山崎です。御説明、ありがとうございました。

私のとんちんかんな質問かもしれないんですが、今、電波防護指針では基礎指針と管理指針があつて、局所SARは基礎指針のほうに入っているんですが、今回、吸収電力密度というのはこのうちの管理指針ですか。あるいは、局所吸収指針に加わることを想定されているのでしょうか。

【多氣主査】 実は作業班を設置するのがこの次で、これは作業班が検討することだと思うんですけども、私が作業班にお任せする前に私自身の頭の中にある考え方で言うと、基礎指針というのは評価に使わないものですから基礎指針に必須ではないんです。管理指針の中に必要になると。管理指針というのは実際に運用することに使うわけですから。その管理指針の中のどこに入るかというのは、これは作業班で検討する内容になるかなと。

それから、低周波のほうについては、基本制限というものはあるんです。これも管理指針の中に入るべきものなんです。あまり明確になっていたかどうかちょっと私も今すぐには分からないんですけども。これは評価に使うことに、指針の中にはそう書かれていますから、評価に使うものなんです。ですから、基本制限という言葉もある中で、どんなふうにはめ込んでいくか、これは作業班で検討することと思います。

【山崎委員】 分かりました。ありがとうございました。

【平委員】 N I C Tの平ですけども、よろしいでしょうか。

【多氣主査】 お願いします。

【平委員】 いろいろ御説明、ありがとうございます。

基本的なところでお聞きするのは申し訳ないですけども、2ページ目をお願いできないでしょうか。上のほうの、1の中の丸の4つ目ですけども、2行目、新たな国際ガイドラインにおいては、6GHz超の入射電力密度は吸収電力密度とアンテナ近傍では必ずしも適切に相関しないという見解と書かれているんですけども、この辺り、イメージ的

には何となく分かるんですけども、もう少し詳細に、こういうところの観点を教えていただきたいなと思って、質問した次第です。よろしくお願いします。

【多氣主査】 じゃあ、これはエキスパートの方に御説明いただいたほうがいいと思いますので、大西さんでよければ大西さんをお願いします。

【大西委員】 これは、平田先生の方が適切かと思います。

【多氣主査】 平田先生のほうがいいかな。平田先生、お願いしてよろしいでしょうか。

【平田委員】 ICNIRPのほうでは、逆に言うと、こちらについてはあまり言及しないといえますか、デバイスによってかなり変わってくるということで、少し濁しているところもございます。6GHz以上になりますと波長がかなり短くなってまいりまして、6GHzで波長は5センチになります。5センチの離隔距離というのを考えますと、一般的なデバイスですと1センチ、あるいはそれ以下になる場合もありますので、いわゆる近傍界領域ということになってまいります。

そうした場合ですと、入射電力密度というものが人体の存在、人体との相互作用でかなり、非常に影響を受けます。ICNIRPでそちらを明確に記載していただきたいという御要望もいただいたんですが、デバイス、使い方などによって変化もするというので、明確には記載していません。IEEEの規格においても同様の議論があったと記憶しております。以上でございます。

【多氣主査】 よろしいでしょうか。

【平委員】 ありがとうございます。相互作用が面倒ということで、この辺、あまり明確に書かれてないということもよく分かりました。どうもありがとうございました。

【多氣主査】 どうもありがとうございました。

先生、一応確認なんですけれども、逆に言えば、極近傍界に入っていないぐらいの波長になれば、入射電力密度でもまだ当分は問題ないという、そういう理解でよろしいんですか。

【平田委員】 私はそのように理解しております。

【多氣主査】 ということは、10GHz以上はそれほど切羽詰まっているわけではないと。

【平田委員】 はい。そのような理解でございます。

【多氣主査】 ありがとうございます。ということだそうです。

【平委員】 どうもありがとうございました。よく理解できました。

【多氣主査】 ほかに何かございますか。お願いします。

【和氣委員】 情報通信研究機構の和氣ですけれども、不勉強で申し訳ないんですが、ちょっと教えていただきたいと思います。

最後のページのところですけれども、6GHz帯無線LANという、6から10GHzにおいて想定される無線システムというところで、その上側の枠のところにちょうど6GHzをまたいだ周波数帯のものについての記載があるかと思います。これは、先ほど御説明があったようなPASの関係とかもあって、6GHzをちょっとオーバーしたものの周波数帯については、現状ではSARを用いて評価が可能ということで制度化されているという認識で合っておりますでしょうか。

【多氣主査】 事務局、お願いします。

【藤原補佐】 事務局の藤原でございます。

6GHz帯の無線LANの技術的条件には、チャンネル幅がいろいろありまして、20MHz幅、40MHz幅、80MHz幅、160MHz幅などございます。20MHz幅でございましたら、中心周波数は5955、5975、5995MHzと、6GHz以下のものがございます。こういったものについては、現状、SARで評価をしていただいています。

6GHzを超えるものにつきましては、現行制度では入射電力密度によって評価をしていただいています。チャンネルの中心周波数になりますけれども、そこが6GHzをまたぐことで評価のやり方が変わるため、その連続性についてどのように考えるのかを議論することとしております。

【和氣委員】 これからそこを含めて議論になるということですか。

【藤原補佐】 そうですね。

【和氣委員】 承知しました。ありがとうございます。

【多氣主査】 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。いかがでしょうか。もしなければ、先へ進ませていただいてよろしいでしょうか。それでは、先に進ませていただきます。

先ほどの事務局からの説明にございましたとおり、それぞれの検討事項について作業班を開催することにしたいと考えております。資料53-3「電波利用環境委員会 運営方法」を御覧いただきたいと思います。今、共有されていますけれども、こちらの3の(1)にございますとおり、主査は委員会が審議する事項について特に専門的な審議を行う必要が

あると認めるときは、主任を長とする作業班を置くことができるとされております。また、3の(2)にございますとおり、作業班の主任は主査から指名されたものがこれに当たるとされております。つきましては、主査である私と事務局との間で事前に相談したとおり進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、特に問題がないということでしたら、そのように進めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、まず、1つ目の検討事項である吸収電力密度の指針値の導入等につきましては、電波防護指針の在り方に関する検討作業班において取り扱うこととし、その構成員につきましては、今ちょうど映っておりますけれども、資料53-2のとおり、オブザーバーの私を含めて13名としたいと考えております。また、この作業班の主任には、先ほど来、いろいろ御説明いただいておりますけれども、本委員会の専門委員でもある名古屋工業大学の平田先生を御指名させていただきたいと思います。平田先生、よろしければ一言、御挨拶をお願いいたします。

【平田委員】 ただいま指名いただきました、名古屋工業大学の平田でございます。これまで局所吸収指針の在り方であったり、ICNIRPのメインコミッショナーといたしまして、電波のドシメトリに関するレビューの委員長等々を務めてまいりました。また、IEEE/ICESにおきましては、研究課題の抽出及び研究の取りまとめなどを仰せつかっておりました。これらの経験をもとに、また、国内の最新の研究成果などを、皆様方から意見を頂戴しながら、よりよい指針の在り方について検討できればと考えております。何かお気づきの点などありましたら御助言いただきましたら幸いです。よろしくをお願いいたします。

【多氣主査】 どうもありがとうございます。平田先生、どうぞよろしくをお願いいたします。

平田先生は、もう皆さん御存じだと思いますけれども、この分野の世界的な第一人者でいらっしゃると思いますので、とてもいい議論をしていただけるのではないかと考えております。それでは、よろしく申し上げます。

続きまして、2つ目の検討事項である6GHzから10GHzにおける吸収電力密度の測定方法等につきましては、電力密度評価方法作業班において取り扱うこととして、その構成につきましては、今投影されておりますけれども、資料53-3のとおり、16名としたいと考えております。また、本作業班の主任には、本委員会の専門委員でもある情報

通信研究機構の大西主任研究員を御指名させていただきたいと思います。大西専門委員、よろしければ一言、御挨拶をお願いいたします。

【大西委員】 ただいま御指名いただきました、情報通信研究機構の大西でございます。よろしくお願いいたします。

先ほども少しお話ししたとおり、この作業班では吸収電力密度の評価法の検討を行う予定になってもございますが、ベースとなります I E C の公開仕様書、I E C、P A S 6 3 4 4 6 の策定につきましては共同コンテナとして携わっておりましたので、いろいろ議論の背景等も踏まえて、作業班での検討をしていきたいと考えております。また、構成員の皆様には引き続き御指導、御鞭撻をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【多氣主査】 ありがとうございます。

大西さんは、今お話ありましたように、国際的な場でこの件に携わっていらっしゃるということで、I E E E / I C E S のほうでも T C 3 4 のチェアということで、中心的な役割でございますので、とてもいい議論をしていただけるのではないかと考えております。

今回はお二人とも、作業班の主任が、国際的な場でこの件について中心となって進められる方ですので、本当に素晴らしい検討ができるのではないかと考えて、期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上の作業班の設置につきまして、本委員会の構成員の皆様から御質問、御意見、御助言等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。非常にいい人材がいてよかったですと思っております。

特になければ、議事次第の3番目のその他に移りたいと思いますが、構成員の皆様から全体を通じて御発言等、何かございますでしょうか。ありましたら、どうぞ御遠慮なくお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。この委員会、メール審議はありましたけれども、本当に開く機会が激減しておりますので、こういう機会に何らかのコメントを言っていただくのはとても歓迎です。特にならなければ、先に進ませていただきまして、もう最後になります。

最後に、閉会に当たって事務局からの連絡事項をお願いいたします。

【藤原補佐】 事務局の藤原でございます。

本日の議論のとおり、今後2つの作業班において進めていくことになりましたので、それぞれの主任とも相談しながら、検討状況を本委員会に報告することといたします。次回

の本委員会につきましては来年の2月頃になると思いますけれども、C I S P R関係の議題で開催させていただきたいと考えております。開催日時の詳細につきましては、別途御案内させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

【多氣主査】 ありがとうございました。

それでは、これにて第53回の電波利用環境委員会を終了いたします。どうも、ありがとうございました。